

○押印の廃止について（お知らせ）

松山市廃棄物対策課に窓口で申請（届出）書を提出する際には、押印は不要※ですが、次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提示してください。

(1) 有効な許可証等の原本

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可証
- イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録通知書又は許可証

(2) 窓口に来る方の運転免許証等（本人確認ができる書類）

次の表のとおり、窓口に来る方の本人確認ができる書類を提示してください。

窓口に来る方	提示が必要な書類
・ 会社等の従業員	次の 2点 を提示してください。 ① 健康保険証 （雇用主（手続きの申請者等）の名称が記載されているもの） ② 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 （有効期限内のもので、官公庁が発行した 顔写真付きの本人確認ができる書類 ）
・ 個人事業主本人	上記②のみ

※行政書士の方が代理で申請（届出）する場合には、次の2点が必要です。

- ・ 申請者等からの委任状（押印有り）
- ・ 申請書等に行政書士の記名及び職印があること。